

三浦市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の基本方針

1 提案の根拠・理由

- (1) 令和6年6月に公布された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）により児童福祉法が改正され、乳児等通園支援事業（通称「こども誰でも通園制度」）が創設された。
- (2) 同制度は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的に、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもが、月10時間を上限とし、就労要件等を問わず保育所等を利用できる制度であり、令和8年4月1日より新たな給付制度として、全国的に開始される。
- (3) 事業実施には、市町村が当該事業について認可を行う必要があり、認可に際しては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第2項に基づき、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」（令和7年内閣府令第1号。以下「府令」という。）に従い、又は参酌して（※1）定める基準により判断することとなるが、この基準は条例として定める必要があることから、本条例を制定するものである。
- (4) なお、府令に定める基準のうち、総則的な部分については基準とおりの内容を条例上明文化し、それ以外の部分については、府令に定める基準を包括的に引用する条項を設けるものとした。

※1 府令では、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」が定められている。「従うべき基準」とは、従わなければならない法令の基準であり、異なる内容を定めることはできないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることができる。「参酌すべき基準」とは、十分に参照した上で判断しなければならない法令で定める基準であり、十分に参照した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を条例に定めることができる。

2 条例の内容

(1) 趣旨【第1条】

本条例の制定根拠及び制定基準について定める。

(2) 定義【第2条】

条例において使用する用語は、児童福祉法及び府令において使用する用語の例によるものとする。

(3) 乳児等通園支援事業者の一般原則【第3条】

府令第5条で定める一般原則について、総則的規定として本条例においても定めるものとする。

(4) その他基準【第4条】

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関するその他の基準は、府令に定める基準のとおりとする。

(5) 委任【第5条】

条例の施行に関し必要な事項は、別に定めることとする。

3 条例整備に当たり参酌し、又は従うべき国の基準（府令）の主な内容

項目	条項	内容
安全計画の策定等	第7条 第8条	設備の安全点検、職員研修・訓練、安全計画の策定と保護者周知を義務付ける。自動車運行時の所在確認（点呼、見落とし防止ブザー設置）も含まれる。
<u>職員要件</u>	第9条	健全な心身と豊かな人間性・倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者で、訓練を受けた者でなければならない。
利用乳幼児の取扱い	第12条 第13条	国籍、信条等による差別的取扱い、虐待（暴行、わいせつ行為、放置等）を禁止する。
食事	第15条	食事提供を行う場合、調理機能を有する設備の設置を義務付ける。
<u>内部規程</u>	第16条	事業の目的・方針、職員体制、提供時間、費用、定員、緊急時対応、虐待防止策等の重要事項を規定することを求める。
秘密保持	第18条	業務上知り得た秘密の漏洩防止のための措置を義務付ける。
事業区分	第20条	「一般型乳児等通園支援事業」と「余裕活用型乳児等通園支援事業」の定義。
設備基準	第21条	乳児室・ほふく室・保育室等の面積基準、調理設備の耐火構造等の基準を定める。
職員配置基準	第22条 第25条	一般型では0歳児3:1、1・2歳児6:1の児童対職員比率、最低2人以上の職員配置（条件により1人可）を義務付ける。余裕活用型は既存保育所の基準に準拠する。
支援内容	第23条	国の保育所保育指針に準じ、利用児童とその保護者の心身の状況に応じた支援を提供することを定める。

※下線のある項目は参酌すべき基準。その他は従うべき基準。

4 施行期日

公布の日とする。